

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 豊橋くすのき学園	種別： 児童発達支援センター	
代表者氏名： 杉浦 伸枝	定員（利用人数）： 30名（38名）	
所在地： 愛知県豊橋市高師町字北原1番地103		
TEL： 0532-61-8273		
ホームページ： http://tf-jigyokai.org/kusunoki/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和49年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人豊橋市福祉事業会		
職員数	常勤職員： 15名	非常勤職員： 5名
専門職員	（管理者） 1名	（事務員） 1名
	（児童発達支援管理責任者） 1名	（栄養士） 1名
	（児童指導員） 4名	（調理員） 1名
	（保育士） 7名	（嘱託医） 1名
	（相談支援専門員） 1名	（音楽療法士） 1名
	（言語聴覚士） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 2室	（設備等） プレイルーム、トイレ
		静養室・医務室、相談室、面談室
		職員室、調理室、言語療法室、
		地域交流室

③理念・基本方針

★理念

法人 地域の中でいきいきと生活するために
施設・事業所 「子どもたちの伸びる力を信じて。生き生きと、楽しく、主体的に生きていくために」

★基本方針

子どもの健やかで、着実な発達を促し、豊かな世界を広げる。
子どもの良いところ、発達の遅れや偏りをありのままに受け入れ、子育てを前向きに楽しめる親子関係をめざす。
地域全体の子育て支援力を高める取り組みを進める。

④施設・事業所の特徴的な取組

①基本的な生活習慣の確立

毎日、通園していただくことで、規則正しい生活リズムをつくることや、毎日、継続して支援することで身辺自立が身につくこと、お子さんの将来の成長に繋がることの大切さを保護者に伝えている。

②社会性の発達

③ことばの発達

お子さんに合ったコミュニケーション方法を見つけ、自発的に要求を伝えられるよう支援している。

④設定保育の充実

体づくりや手先の発達、感触あそび、ルール遊びなどお子さんの成長を促すための設定保育が充実している。また、保育の中で、活動の目的などを保護者に直接伝えることができる。

⑤食事支援

偏食や食具に使い方など、保護者の悩みを聞きながら、お子さんに合った支援目標を立て、支援している。また、週2回の給食提供もおこなっている。

⑥個別支援計画

支援方法を細やかに書くことによって、保護者がお子さんの関わり方をより詳しく知ることができる。

⑦言語療法、音楽療法

専門スタッフによる言語リハビリや摂食支援、音楽療法をおこなっている。

⑧単独通園

単独クラスを立ち上げたことよって、母体の家族通園での療育参加と単独クラスでの個別保育を並行しておこなうことができ、よりお子さんの成長に合った療育を提供している。

⑨母親勉強会

子どもの障害を正しく認識・受容できるように保護者への研修やアドバイスを実施し、豊かな親子関係の構築を支援する。

⑩第三者評価の受審

児童発達支援自己評価に加え、第三者評価を受審し、管理運営やサービスの質の向上につなげる。

⑪虐待防止委員会の設置

⑫相談支援事業の実施

児童発達支援センターの強みを生かし、より専門的なアドバイスをおこなうことができる。

<アピールポイント>

家族通園することで、よりよい親子関係を築き、お子さんが集団生活の第一歩を安心して踏み出し、自己肯定感の向上に繋がるよう支援している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年 5月21日(契約日) ~ 令和 4年 1月25日(評価確定日) 【令和 3年9月14日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆職員参画による事業計画の策定

事業計画の策定にあたり、事前に職員全員に対して「次年度に向けたアンケート」を実施し、その結果を事業計画に反映させている。職員の専門性が高く、保有資格も保育士をはじめ幼稚園教諭、社会福祉士、社会福祉主事、看護師、言語聴覚士等々である。高い専門性を持った職員からの意見や提言を事業計画に組み入れることで、具体性に富んだ内容の濃い事業計画の策定が可能となっている。

◆業務分担の明確化

職員一人ひとりの役割や仕事内容が「支援のしおり」の「業務分担」に詳細に記載されている。所属する全職員の業務を明確化することで、職員の責任感の醸成にも繋がっている。多様な障害特性を持つ子どもに対し、高い専門性と強い責任感を持った職員集団がチーム支援を展開している。

◆保護者との信頼関係

親子通園という事業形態の特性上、保護者との信頼関係の構築度合いが業務効率や支援の円滑化に大きく影響する。子どもに寄り添うだけでなく保護者の心にも寄り添い、保護者の相談に乗る、保護者の意向を聞いて保育に取り入れる、保護者の育児への行き詰まり感への共感等、職員が保護者の心の支えとなっている。園運営に対する保護者の関心も高く、保護者アンケートによる「理念の保護者周知」は、回答した保護者全員が肯定し（100%）、「事業計画の保護者周知」も高い数値（95%）を示した。

◇改善を求められる点

◆キャリアパスの周知・理解

法人によってキャリアパスが構築され、「支援のしおり」の中に「職員に求めたいこと」や「職員勤務の心得」を載せ、「期待する職員像」を明確にしている。一方で、職員の多くはキャリアパスに関心が薄い。目標管理制度が導入され、職員の資質向上を目指しているが、「キャリアパス」と「人事考課」、「目標管理」の3要素が連動しないと総合的な人事制度は機能しない。全職員へのキャリアパスの理解のための研修実施が求められる。

◆マニュアルの整備

マニュアルについて、整備中であつたり十分ではないと感じていたり、未整備の感は免れない。業務（保育）に不安があつたり迷つたりしたときには、職員間の話し合いで解決できてはいるが、基本となるマニュアルを整備し、高いレベルの支援を均一的に提供する仕組みの構築を期待したい。マニュアルの整備後には、マニュアルを活用した研修等を実施し、職員周知を図ることが望ましい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めての第三者評価受審でしたが、高い評価をいただきありがとうございました。
ご指摘いただいたキャリアパスについては、職員が自ら将来の姿を描くことができるよう全職員の理解をすすめていきたいと思ひます。また、マニュアルも受審に向けて整備をしてきた経過があり、職員周知を図るとともに、生きたマニュアルになるよう見直しをしていきたいと思ひます。
今後も「子どもたちの伸びる力を信じて。生き生きと、楽しく、主体的に生きていくために」、全職員で支援力の向上を図っていきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 a・b・c
＜コメント＞ 法人の経営理念が「支援のしおり」に、園の基本理念が「事業計画」に記載されている。年度の初めに、職員に対して「支援のしおり」や「事業計画」を配付して職員会議で説明している。保護者アンケートによる「理念の保護者周知」は、回答を寄せた保護者全員が肯定しており、「入園前の見学時に」や「入園説明会で」等の回答が多数を占めた。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 a・b・c
＜コメント＞ 児童発達支援事業としての歴史は古く、県内でも草分け的な存在である。事業開始以来、親子通園制を継続しており、その特殊性から行政（市）と協調して事業推進していくことが必須となっている。市の福祉計画に関しては、自立支援協議会から情報を取得している。取得した情報を法人の施設長会（毎月開催）に上げ、検討した上で園の運営に反映させている。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 a・b・c
＜コメント＞ 現状の課題として「専門性の向上」、「職員間の連携体制」、「PDCAサイクルに基づいた質の向上」、「園庭改修」、「園児の確保」、「保育所等訪問支援」を挙げている。一朝一夕に改善できる課題もなく、中・長期計画や事業計画に組み込み、優先順位をつけて取り組んでいる。「園庭改修」は予算化され、計画が実施に移されている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a・b・c
＜コメント＞ 法人の指定様式を使用して「豊橋くすのき学園 中・長期計画（令和3～7年度）」が策定されている。毎年度見直しが行われ、常に5年先までの計画となっている。中・長期計画には収支計画が組み込まれており、具体性に富んだ計画となっている。		
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5 a・b・c
＜コメント＞ 中・長期計画に整合させた園の事業計画を策定している。「豊橋くすのき学園令和3年度事業計画」では、今年度の事業の重点項目として、子どもたちの健やかな発達を促すための「園庭改修」と、サービスの向上につなげるための「第三者評価受審」を挙げている。その他にも様々な施策が盛り込まれているが、具体的な目標数値を設定したものはない。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業報告は詳細な数値を明らかにして報告している。しかし、事業計画に目標とすべき数値の設定がないことから、中間の見直し時に計画の進捗を評価することができず、最終評価（事業報告）でも曖昧さを隠せない。事業計画の策定は組織的に行われており、全職員へのアンケート（「次年度に向けたアンケート」）の結果を事業計画に反映させる仕組みもある。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 理念の周知と同様に「事業計画の保護者周知」も、保護者アンケートで高い数値（95%）を示した。「パンフレットを用いて説明があった」や「資料を基に説明があった」との回答が多く、園の作成した文書が機能していることが裏付けられた。意思伝達のツールとして、口頭だけの説明と比較し、文書配付の有効性が立証される結果ともなった。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> 毎年全職員が自己評価を実施しており、PDCAサイクルを活用して支援の質を高めようとする意識は高い。第三者評価は今回が初の受審であるが、今後3年ごとの受審を計画している。保護者に対しても「児童発達支援評価表」による評価を依頼し、客観的にも支援の質を検証しようとしている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	⑨ ・ b ・ c
<コメント> 自己評価の結果から課題を浮き彫りにし、改善に繋げようとする意識が高い。子どもへの質の高い支援を実現するために、環境整備が課題として浮上した。子どもたちの健やかな発達を促すための「園庭改修」は、「第三者評価受審」とともに、今年度事業計画の最優先事項として位置づけられている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 「豊橋くすのき学園 運営規程」に園長の役割と責任が明文化されており、「組織体系図」によって権限の及ぶ範囲を規定している。園長不在時の有事の際の権限委任先は、運営規程の記述から児童発達支援管理責任者である副園長がその任に当たることが読み取れる。園長自らの考えを「支援のしおり」の中で「職員に求めたいこと」としてまとめ、所信の表明としている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長は法人内の他事業所の管理者を歴任し、児童・障害分野における幅広い知識を有している。園運営に関わる諸法令の理解に努め、特に子どもの人権擁護に力を注いでいる。虐待防止委員会を立ち上げ、今年度から職員を対象として「不適切対応のチェックリスト」を使った自己チェックを行っている。単に職員が自身の支援を振り返るに留まらず、権利意識の向上が図られている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 定期的に職員アンケートや保護者アンケートを行い、直接的、客観的の両極から支援の質を見極めようとしている。「スピード感を持った改善」を信条としており、着任早々、適切な室温管理のためのエアコンを導入し、扉のワンタッチロックも採用した。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員業務の省力化、均一化を目的として支援ソフト「FTケア」を導入している。支援記録の入力、集計、帳票作成の記録システムと職員間のコミュニケーションツールが一体となり、円滑な業務遂行が可能となった。改善・改革は支援の現場だけに留まらない。調理員の意見を入れて、調理室の扉をワンタッチロックに変更した。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 採用に関しては、正規職員は法人本部が担当し、非正規（パート）職員の採用については園に任されている。人材の育成に力点を置き、児童発達支援管理責任者や相談支援専門員等を養成するため、必要な研修を受講させている。その他の職員に関しても、職員別に「研修計画」を作成し、「保有資格」や「身につけたい知識・技術」を明確にした上で受講する研修を定めている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<コメント> 法人主導のキャリアパスは構築されているが、職員周知には至っていない。人事考課は法人主導で行っており、結果は処遇や人材育成の材料として活用されている。目標管理制度が運用されているが、法人の規定は正規職員に限定されるため、園独自で非正規職員に対する目標管理を行っている。キャリアパスの職員周知が課題である。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>働きやすい職場づくりを推進し、有給休暇の取得促進や時間外労働の削減を目指している。有給休暇は1時間単位での取得が可能であり、職位・職階による取りづらさや偏りは見られない。ワーク・ライフ・バランスに配慮し、子育て中の正規職員の短時間（6時間）勤務を認めている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>非正規職員を含めた全職員が、「目標管理シート」を使って目標管理を行っている。職員個々の目標は、園の事業計画の重点目標と連動するように設定されている。期中で、取組みの進捗を確認するための個別面談を行い、上司が必要なアドバイスや助言を与えている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>研修に関する方針を「支援のしおり」で明文化している。人事考課によって職員の長所や欠点を明確にし、その結果を受けて「研修計画」には「身につけたい知識・技術」が記載されている。それを基に職員個々の受講すべき研修を定め、計画に沿って研修を受講している。受講後には「研修報告」を提出し、1ヶ月後に「事業所で活用できること」の実践状況を評価している。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>年度初めに「研修計画」を作成し、職員一人ひとりが受講すべき研修を明確にしている。法人に資格取得奨励制度があり、「研修計画」にも保有する「資格」が明記されている。研修への参加を前提として勤務シフトが組まれるが、期中で参加が決定した研修には、職員が協力し合い勤務シフトを調整して参加している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ下ではあるが、今年度は保育実習生と社会福祉士実習生をそれぞれ1名ずつ受け入れている。次年度に向けての受入れ計画も作成している。「サービス提供マニュアル」の中に「実習生の受け入れ」があり、意義・目的や受入れの手順が記載されている。課題は実習終了後の反省会であり、実習に関わった職員による「実習受入れ」の成果や課題の洗い出しを期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人、事業所ともに事業運営の透明性を担保しようとの意識が高く、ホームページや季刊の機関誌「ふくしの泉」を活用して様々な情報を公開している。苦情の受付状況（令和2年度は「受付なし」）が、「事業報告書」で公表されている。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園における事務や経理、契約、取引、購買等は、法人が定めた「経理規程」や関連するマニュアルに沿って執行されている。物品購入や役務の提供を受ける際には「購入伺簿」に記載し、園長の決裁を得て業務執行となる。現金受払いの担当者は事務員であり、園長と役割を分けることで内部牽制を図っている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 「地域の中でいきいきと生活するために」との法人理念に沿い、事業計画の「支援方針」の中で「地域支援」の項を設けて活動の方向性を示している。しかし、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、予定していた地域を対象とした園の行事をすべて中止し、これまで参加していた地域行事への参加も自粛している。コロナ下での妥当な措置と判断したい。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> コロナ禍によって、すべてのボランティアの受入れを中止している。ボランティアと接することで子どもが社会性を身につけ、ボランティアを介して地域の障害者理解が進む等、ボランティア受入れの意義は大きい。それらの意義・目的をマニュアルに明記し、職員研修によってボランティアに関する職員意識を高揚させることを期待したい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p><コメント> 市の作成した障害福祉ガイドブック「くらすあ」があり、地域の社会資源リストとして活用している。個人ファイルに医療機関等の記載はあるが、親子通園のため、さほどの必要性は感じていない。市の自立支援協議会や小児慢性特定疾患連携会議に委員として参画し、共通の課題解決に努めている。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p><コメント> 地域に例の少ない親子通園による児童発達支援事業であり、東三河圏域を対象として積極的なニーズ把握の取組を行っている。自立支援協議会から市の福祉計画の情報を得、併設の相談支援事業所「くすのき」からも多くの情報を取得している。障害児を受け入れている保育所等の職員に対する訪問指導事業においても、様々な情報が得られている。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	⑤ ・ b ・ c	
<p><コメント> 法人主導で地域貢献事業として「530運動」を展開している。また、地域の子どもの居場所を検討している。大規模災害時に迅速な事業再開が可能となるよう、一昨年度にBCP(事業継続計画)を作成して訓練を行っている。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 子どもを尊重した保育の基本姿勢が「重要事項説明書」や「利用契約書」、「支援のしおり」等に記載され、保護者には利用契約時に説明し、理解が得られている。職員の周知理解の取組みとして、全体会での説明や各自の読み込み等を行っているが、状況の把握や評価については定期的には行われていない。今後、チェックシート等での状況把握や評価を行う計画を持っている。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 子どものプライバシー保護や権利擁護について、「重要事項説明書」や「利用契約書」に記載され、保護者への説明、理解が得られている。マニュアルについては、今までのものを含め現在整備に取り組んでいる。職員周知についても外部の研修参加や研修報告等で知識はあるが、十分とは言えない。マニュアルを整備した折には、マニュアルを使用した研修、勉強会で職員周知することが望まれる。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 施設選択をする上での情報がホームページで公開され、保健センターにリーフレットが設置されている。関係機関から紹介を受けた利用希望者は、電話予約をした上で施設内見学や体験ができる。施設から詳細な説明があり、相談や質問をする等して施設選択に必要な情報を得ている。リーフレットに関しては、保健センターに限らず、他の公共施設へも設置することが望ましい。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 「重要事項説明書」や「入園のしおり」を基に、入園式やオリエンテーション、入園後の勉強会等で保護者に説明を行った上で利用契約書の作成している。個別に配慮が必要な保護者、特に外国籍の保護者には通訳や翻訳アプリを利用して個別に対応している。細かいニュアンスを伝えていく上で、ルール化して対応していく必要性を感じており、検討段階に入っている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 親子通園施設であるため、日々の相談や卒園後の相談も気軽にできる体制が整えられている。卒園後の相談については口頭で伝えており、親子で顔を見せに寄ったり、相談に訪れる親子も多い。卒園後に、より相談しやすいように書面で知らせることが望ましい。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 職員同席の週1回の保護者勉強会、年3回の保護者座談会、年1回の保護者アンケート等で保護者の利用満足度を把握している。保護者による「児童発達支援評価結果」を職員間で共有し、副園長を中心に検討を重ねて改善に繋げている。保護者にも、改善結果を報告をしている。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 苦情解決の仕組みが整備され、「重要事項説明書」に記載されている。保護者へは入園式で説明し、理解を得ている。苦情としての事案はないが、保護者からの要望や意見等は「事業日誌」に記録し、職員会議や朝礼、終礼、「周知ノート」にて職員周知を図っている。苦情解決の仕組みについての職員周知が十分ではないため、職員周知や共通理解をする機会を持つことが望まれる。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 相談・要望担当者の氏名が「支援のしおり」の「職員業務分担表」に記載され、入園式で保護者に説明している。詳しく説明ができていないとの園の思いもあり、保護者への周知をより深めていくために、紙面にして掲示することを期待したい。保護者からの相談は、他の視線のない相談室等で個別に対応している。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 相談対応責任者が「支援のしおり」に記載され、相談室の確保や意見箱の設置、定期的なアンケート実施等を行い、保護者からの相談や意見を受ける体制は整えられ、職員間での周知も十分である。相談や意見の記録はパソコンに入力し、記録として残しているが、マニュアルの整備が十分ではないため、記録する内容や記録方法が統一されていない。改善の余地を残す。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> リスクマネジメントに対する意識を職員全員が持ち、アクシデント記録を提出し、朝礼、終礼等で対応策も含めて報告、周知が行われている。リスクマネジメント担当者については「支援のしおり」の「職員業務分担表」に記載されているが、マニュアル整備が十分ではなく、委員会等の設置はない。マニュアルを整備し、マニュアルを用いた職員研修や勉強会で職員周知をすることが望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 感染症予防と対応についてのマニュアルが整備され、マニュアルを基に対応している。親子通園施設であるため、感染症が出た場合は保護者へは担任から直接口頭で伝えることができる。職員の取組みとして、「支援のしおり」に「感染症リスト」が記載され、各自で読み込みを行って知識を深めているが、共通理解のための研修や勉強会は行われていない。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉕ ・ b ・ c
<コメント> マニュアルが整備され、災害時の対応体制が決められている。防災環境委員会を中心にBCP（事業継続計画）が作成され、月に1回の園での避難訓練に加え、法人全体での避難訓練も行われている。防災頭巾や園庭での靴、個別での防災食の備蓄等、一人ひとりの子どもの状態に合わせた防災用品の準備も整えられている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「保育あそびアラカルト」や「サービス提供」、「入園のしおり」、「支援のしおり」等に保育の標準的な実施方法が記載され、職員に配付されているが、読み手によって解釈が異なることもある。個別の対応が基本であることや、親子通園で保護者の意向を踏まえながら保育するため、一律での実施方法では対応できないことも多い。それ故、標準的な実施方法を十分に理解した上での援助が求められる。		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 保育の実施については、保護者の意見も含めて朝礼や終礼で確認できるようにしている。標準的な実施方法の職員周知が十分ではないため、まずは標準的な実施方法の職員周知に取り組んでいくことが必須であり、検証、見直しについても、職員周知の場が出た意見等を検証、見直しの機会にすることが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 入園時のアセスメントは副園長が行い、入園後、担当職員が保護者面談の中で要望等を確認している。個別の支援計画は担当職員が作成し、副園長が確認をしているが、職員全体でのアセスメント協議は行われていない。コロナ下、関係機関等とのアセスメントとの実施は現状では難しい。多角的に子どもを見ていくことを意識し、まずは園内での他職種参加のアセスメントの実施を期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 個別の支援計画は前期・後期で作成され、保護者と共に評価、見直しを行い、次の支援計画に反映させている。子どもの状態に合わせて緊急に変更を行う場合は、支援会議等で口頭伝達し、支援計画に追記しているが、支援計画への修正、変更を行うことがルール化されていない。子どもの発達状況に合わせ、個別の支援計画を修正する仕組みの整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 日々の保育の記録や子どもの状態、月のまとめ等はパソコンの業務支援ツールに打ち込んで記録し、職員間で情報共有している。入力した記録、所感等は園長、副園長が確認している。職員周知が必要な内容については、職員会議やケース検討会議、保育者会等で口頭伝達も行っている。記録内容について、職員間での差異がないよう、副園長が個別に職員指導を行っている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 個人情報の取扱いについては「支援のしおり」に記載され、保護者への説明が行われている。職員研修を行って個人情報保護、子どもの権利擁護について周知、理解を深めている。事業の特性上、子どもや保護者の「他人に知られたくない」という意思を尊重して対応を行っている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人や園の基本理念や方針、目標は施設案内のホームページや「重要事項説明書」、「支援のしおり」、「入園のしおり」等に記載され、子どもの発達状況、家庭や保護者の実情、地域の実態に応じた「全体的な計画」を作成している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育室内に温湿度計を設置し、子どもや保護者の体感も含めた適切な生活環境を心がけている。コロナ禍により、子どもが使用したバスタオルや布団、玩具類の消毒や乾燥を行い、これまで以上に衛生面に配慮している。パーティションで仕切り、隠れることのできるスペースを作ったり、2階の和室を保護者が利用できるようにする等、子どもと保護者のくつろいだり落ち着ける場の環境を整備している。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達状態に合わせて、声の大きさや伝え方、聞き方等を意識して保育している。保護者の思いを含め、子どもの思いを引き出せるように待つことや否定的な言葉を使わないように意識している。しかし、1対1での対応やもっと少人数でのグループ保育が望ましいと思える場面もあり、今後の検討に期待したい。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	③ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣を身につけるためには、「生活リズムと体力づくり」が基礎にあるという考えの下に、保護者にも説明して協力を得ながら取り組んでいる。一人ひとりの子どもの発達状態に合わせて、自分でやりたい気持ちを引き出せるように心がけている。手順や方法を視覚で分かるように掲示する等、室内の環境設定にも意識して取り組んでいる。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>室内ではプラレールやままごと、園庭では遊具や砂場に加え、バッタやダンゴムシに直接触れられるように一緒に捕まえることのできる環境を整えている。コロナ禍による行事の制限があるが、園内でできる社会体験を計画し、実践に努めている。人の動きに合わせる、友だちを待つ等の時間も作り、物や人の存在にも気づけるように意識した保育を行っている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>非該当(0歳児は入所対象外のため該当なし)</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達や状態が一人ひとり異なるため、個別の支援計画での目標や課題に添った保育が行われている。親子通園で保護者も子どもと共に生活をしているので、安全に対する配慮、衛生面に関する配慮、子ども同士の関わりを含めた人と関わる力、集中力を身につけること等、職員が丁寧に支援している。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもの発達段階に応じて、集団で保育を行う場面も意識して環境設定をしている。障害特性によっては、集団を意識した対人関係を築くことが難しい子どももいるため、基本的には個別の支援計画の目標や課題に添って保育を行っている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 玄関を含めバリアフリー化し、子どもが困難なく生活できるように環境整備されている。全園児が個別の支援計画を基に保育されている。年1回の職員研修では、学んだこと、活かしたいこと、評価反省、受けたい研修等での話し合いが行われ、他職員とも共有している。障害の知識については、子どもの姿からケース検討を行い、必要な知識が得られる仕組みがある。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント> 登園時間や食事時間、昼寝対応等、一人ひとりの子どもの生活リズムに合わせて対応している。朝礼や終礼で子どもの状態を把握、周知を図り、家庭の状況把握を含めて職員間で共有している。子どもの発達や状態を考慮してに保育を行っているが、障害特性に応じて、保護者の意向を考慮した保育や職員がリードして保育を行う場面も取り入れている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント> 就学先の学校とは、サポートブックの送付や特別支援学級の見学、子どもの学校体験、入学式の予行練習、職員間の情報交換、学校訪問、就学後のアフターフォロー等のきめ細かい連携を行っている。それらの関係構築があり、子どもの移行がスムーズに行えている。毎年、卒園児の先輩保護者による進路勉強会が行われ、保護者が就学先を選択するための情報が提供されている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 保護者から日々の健康状態の情報を得た上で、保育が行われている。年2回の健康診断、2ヶ月に1回の歯科医からのアドバイス、6月には保護者が口腔ケアの話を書く等で、子どもの健康についての取組みを行っている。看護師によるAED救急救命講習が保護者、職員向けに行われている。職員はSIDS（乳幼児突然死症候群）の知識を持っているが、保護者向けに周知の取組みは行われていない。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 健康診断は保護者と共に受診するため、結果は直接嘱託医から伝えられ、園で記録を残している。歯科医による口腔ケアのアドバイスや保護者への話はあるが、歯科健診は行っていない。障害のある子どもの施設であり、歯科健診が必要か、法的根拠を含め検討している。歯科医による口の体操、歯磨きの仕方、コップの使い方等、保護者と共にアドバイスを受け、保育の中にも取り入れている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 食物アレルギー児の対応は、主治医の指示書の提出を受け、保護者と園（栄養士、保育士等）とが話し合い、除去食を提供している。アレルギー対応の職員研修は毎年ではないが、必要に応じて行われている。親子通園であり、食事場面では保護者も一緒にいることから、誤食事故が起きにくい状況ではある。しかし、誤食は人命にも関わる問題であり、毎年度の職員研修の実施が望まれる。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 隣接する同法人の保育園で調理した給食と、週3回の弁当持参での食事対応である。障害特性により、食べられるものや食べられる量が限られているケースも多く、給食の日も弁当持参で栄養強化を図っている子どももいる。家庭での食についての話や悩みを聞いたり、偏食や食べ物の大きさは言語発達にも影響があることなど、食事場面は保護者の子育て相談や指導の機会にもなっている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉡ ・ c
<コメント> 法人内の保育園の厨房で調理しており、子どもの障害特性も考慮して残食調査や嗜好調査を行っている。2ヶ月に1回の給食委員会で園の状況を報告しているが、情報提供や検討が十分とは言い難い。子どもの食事状況の把握や保護者との情報共有を目的に、月に1回は栄養士が食事場面を見る機会があるが、あまりにも頻度が少ない。保護者からの要請で、給食のレシピを配付することもある。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 親子通園の施設であるため、登園時や保育内で保護者と話をしたり、情報を提供したりしている。療育参観や運動会等の園の行事、また言語訓練の場には保護者と職員が同席しているため、連携は密に取れている。月の記録をコピーし、保護者にも渡している。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 親子通園の施設であり、個別の支援計画作成や検討についても保護者と一緒に行っている。そのため、保護者の意向や要望等を職員が把握した上で保育が行われている。保育中や面談での相談については、個別の支援計画に記録している。担当職員のみならず、情報は朝礼や終礼、ケース検討会議等で職員間で共有する仕組みがある。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉡ ・ c
<コメント> 虐待等子どもの権利侵害を発見した場合の対応については、園内で研修を行って周知してはいるが、マニュアルを通しての周知には至っていない。必要に応じて、市の担当課や児童相談所等の関係機関と連携を図っている。事業の特性上、保護者の育児への行き詰まり感に共感し、長い目で子どもを待つことをアドバイスするように心がけている。マニュアルを活用した職員研修が望まれる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 新年度の始めには、園長から職員に向けて園の重点目標の説明がある。重点目標を職員一人ひとりの目標につなげて考えていくようにとの投げかけがあり、職員各自の目標設定につなげている。より専門性が求められる施設であり、朝礼や終礼時の話し合いを振り返りの機会とし、自己評価を通して保育の振り返りを行っている。		